

栃木県労働基準協会連合会

令和5年1月1日

第63号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 松下 正直

新年明けましておめでとうございます。

県内 8 地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、心新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当連合会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年当県では、実に 42 年ぶりとなる栃木国体と障がい者スポーツ大会が無事開催され、全国から多くの選手・役員が集まり、熱戦が繰り広げられる中、成功裏に終えることが出来ました。

また、年末にはサッカーワールドカップカタール大会で、日本代表が強豪国を連破し、2 大会連続で見事に予選リーグを突破しベスト 16 進出を果たすという快挙に、国内が大いに盛り上がりました。強敵に怯むことなく立ち向かい、各選手がその役割と力を発揮し、見事勝利を勝ち取った姿は、コロナや物価高など多くの難題を抱える我々にも強い勇気と励みを与えるものであり、本年の飛躍へと繋げて参りたいと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症は発生から 3 年を経過しましたが、ウイルスの変異等により、昨年も感染の拡大と縮小を繰り返し、残念ながら終息を迎えることはありませんでした。感染の波は昨年末にかけてついに第 8 波に及び、全国で 1 日 14 万人、県内でも 2 千人を超える日が続くなど、感染の再拡大が続きました。

また、昨年 2 月には、突然ロシアによるウクライナ侵攻が開始されたことによる、資源・エネルギー価格の急騰、インフレ拡大に伴う世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れ、欧米との金利格差の拡大等の影響による円安の急速な進行、半導体など一部製品におけるサプライチェーンの混乱の継続など、国内経済の不透明感が増大しました。

一方、昨年は、4 月以降、経済活動を制限する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発動はなく、政府のウイズコロナの方針の下、官民一体で本格的な経済活動の再開に向けた取り組みが加速しました。

このように、昨年の日本経済を取り巻く状況は、依然として厳しい状況ではありましたが、県内企業各社は、引き続き感染防止対策に万全を期しつつ、様々な経営課題の解決や、従業員の就労環境の整備に真摯に取り組みながら、「ウイズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えて、経営努力を続けて参りました。

当連合会でも、関係各位のご努力により 3 年ぶりとなる栃木地方産業安全衛生大会が、関係者 217 名の参加を得て開催することができました。主要業務である技能講習等につきましては、一昨年は、休止や縮小をせざるを得ず、利用者の皆様にご不便をお掛けしましたが、昨年は受講定員を抑制することなく、概ね順調に開催することが出来ました。

また、周知啓蒙活動に関しましては、一昨年に引き続き、過重労働防止・働き方改革関連法の周知徹底、とりわけ残業時間の上限規制猶予期限が迫る建設業、自動車運転者、医師に対する猶予期限の周知、さらには大幅な改正が行われた化学物質関連規則や有給休暇の取得促進などの周知・啓発活動を重点的に取り組んで参り

ました。

労働災害防止関係では、休業4日以上労働災害の発生件数は、全国、県内共に近年増加傾向が続き、特に、昨年は労働災害が年初に大幅に増加したことなどから、5月19日付で栃木労働局長より緊急要請が発せられ、この周知徹底にも努めたところです。

このほか、栃木労働局独自の取り組みである「Aない声かけ運動!プラス」、更には改訂された最低賃金などの情報発信も着実に進めて参りました。

当連合会といたしましては、これら対策の着実な実施の下、会員事業場が適切な労務管理を実施出来ます様、地区協会活動を支援して参りますので、地区協会役員と会員の皆様には引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、本年の干支は「癸卯」（みずのとう）年ですが、卯年は古来より「冬の門が開き、飛び出る」が如く、大きな飛躍・向上の年と言われております。県内産業界にとって着実な成長の年となり、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 藤浪 竜哉

新年、明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、当労働局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただいたことに、御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の雇用情勢を振り返りますと、コロナ禍が長期化する中で、行動制限の解除などにより経済活動が活発となり、県内企業からの求人も全体としては、コロナ禍前の水準を超え、本県の有効求人倍率は、昨年9月以降、1.2倍台で推移しています。しかしながら、未だ一部の業種においては、コロナ禍前の求人の水準に至っておらず、また、引き続き、新型コロナウイルス感染症や物価の上昇が雇用に与える影響に留意しなければなりません。

このような中、働き方改革の重要な柱の「時間外労働の上限規制」については、令和2年4月から中小企業にも適用され、一部猶予されていた建設業・自動車運転者・医師等についても令和6年4月1日から適用の予定です。

令和3年度に栃木労働局が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、対象事業場の約35.5%で違法な時間外休日労働（うち、57%が月80時間を超える時間外労働）が行われているなど、依然として長時間労働の実態が認められます。新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークをはじめデジタル化が進むなど、多様な働き方が広がる中、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、長時間労働を解消し、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進していただくなど、継続的に取り組んでいくことが必要です。

栃木労働局といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応を進めるとともに、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、「雇用維持・労働移動に向けた支援やオンライン化の推進」、「多様な人材の活躍促進」、「誰もが働きやすい職場づくり」を柱として業務をすすめており、引き続き、働き方改革の着実な実行を通じた労働

環境の整備・生産性の向上の促進による働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

また、栃木県最低賃金は、昨年 10 月 1 日から 31 円引き上げ、時間給 913 円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をはじめとする労働関係法令の遵守をお願いいたします。

県内の労働災害は、令和 4 年 11 月末現在、休業 4 日以上の被災者数が、2,826 人と前年同期より 885 人 (45.6%) 増加し、死亡者数も、13 人と前年同期より 3 人減少していますが、一昨年よりは 4 名増加しています。このため、皆様には昨年 6 月から、『A ない声かけ運動! プラス』により労働災害防止に取り組んでいただいているところです。

栃木労働局では、第 13 次労働災害防止計画に基づき 2018 年から 2022 年の 5 年間で「労働災害による死亡者数を 15% 以上減少」、「休業 4 日以上の死傷者数を 5% 以上減少」という目標に向け労働災害の防止に取り組んでまいりましたが、目標の達成には非常に厳しい状況にあり、本年 4 月から開始を予定している新たな労働災害防止計画に基づき、引き続き労働災害の多くを占める「行動災害」防止のほか、死亡労働災害の撲滅、労働災害の減少に取り組んでまいります。

会員各社の皆様におかれましても、働き方改革の着実な実施はもとより、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組などにより、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につつまして、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

とちぎ労基連トピックス①

令和 4 年度第 3 回理事会が開催されました。

令和 4 年 11 月 18 日 (金)、栃木県建設産業会館において、理事 18 名、監事 2 名が出席し、当連合会の令和 4 年度第 3 回理事会が開催されました。

議事に先立ち、松下正直会長より新型コロナウイルスの感染状況、県内の経済情勢、3 年ぶりとなる地方産業安全衛生大会開催結果などについての報告に続いて、本年度後半も、昨年度に引き続き過重労働防止、働き方改革関連法、更には労働災害急増を受けての先の栃木労働局長からの緊急要請の周知徹底に引き続き協力すると共に、今後とも、各職場で労働災害撲滅に向けた安全衛生活動を強化するよう、連合会として指導啓発に努めると挨拶がありました。

理事会では、事務局より

第 1 号議案 令和 4 年度上半期事業報告

第 2 号議案 令和 4 年度上半期収支予算執行状況報告

第 3 号議案 令和 4 年度上半期の役員活動状況報告

について提案説明があり、慎重な審議の結果、全議案とも承認されました。



議事終了後、堀澤専務理事より出席者に対して、栃木労働局長からの「長時間労働防止と働き方見直し要請書」について配布資料を基に、メッセージ内容が説明され、年末年始無災害運動と合わせて各地区協会における一層の取組協力についての要請が行われました。



(令和4年12月1日～令和5年1月31日)



1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在で、2,549人と前年同期よりも788人増加し、このうち12人が尊い生命を失っている。

本年の死亡災害は、建設機械の横転、機械装置による挟まれ等、依然として在来型の災害が顕著にあるなど、基本的な安全対策の欠如によるものが多数を占めている。一方、休業災害では、転倒や腰痛等、労働者の作業行動に起因するものが多くを占めている。また、昨年度の運動期間中には労働災害により1人が死亡しており、本年度は一層の取り組みを行う必要がある。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止対策の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎え新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

3 運動スローガン

『待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始』

(中央労働災害防止協会 令和4年度 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止
- (3) 高所作業における「墜落、転落」災害の防止
- (4) 転倒及び腰痛等の行動災害の防止
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災栃木労働局「Aない声かけ運動！プラス」の展開
- (2) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (3) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 栃木労働局「Aない声かけ運動！プラス」の展開
- (3) 建設業に対する監督指導等の実施
- (4) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (5) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (6) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) 栃木労働局「Aない声かけ運動！プラス」の展開
- (4) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (5) フルハーネス型墜落制止器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

- (7) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (8) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (9) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (13) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (14) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (15) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (16) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (17) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (18) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (19) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (20) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (21) * 栃木労働局「Aない声かけ運動」の実施
- (22) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

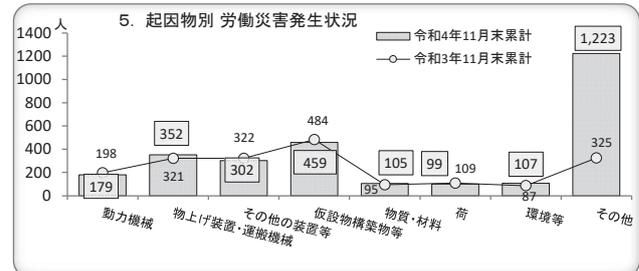
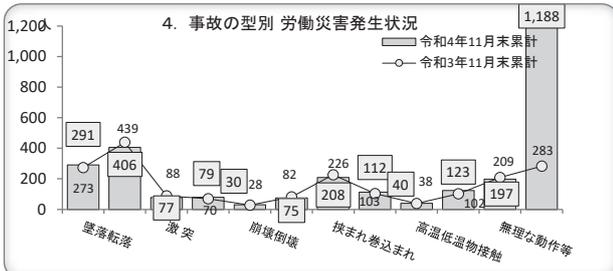
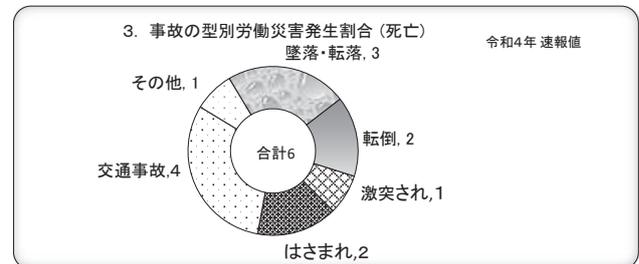
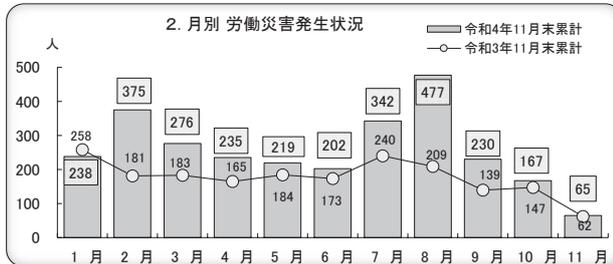
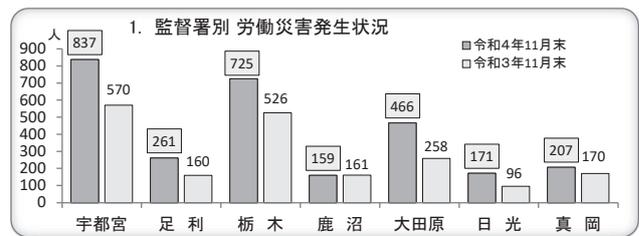
【参考資料等】 ※ ホームページに掲載しております。

- ・ A ない声かけ運動！プラス
- ・ ストップ！“建設3大災害”
- ・ STOP！転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP！はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごを使う前に／脚立を使う前に（チェックリスト）
- ・ ロールボックスパレット／テールゲートリフターを使う前の5つの基本チェックリスト
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

栃木労働局からのお知らせ②（健康安全課） 労働災害発生状況（令和4年）

（令和4年11月末現在）

区分	令和3年		令和4年		増減数	増減率（%）
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,941	16	2,826	13	+ 885	+ 45.6
製造業	511	3	539	2	+ 28	+ 5.5
建設業	192	5	222	5	+ 30	+ 15.6
道路貨物運送業 陸上貨物取扱	237	4	233	4	- 4	- 1.7
林業	15		22		+ 7	+ 46.7
第三次産業	916	2	1,752	2	+ 836	+ 91.3



杉澤誠祐氏が中災防の緑十字賞を受賞されました。

当連合会の講師で医師の杉澤誠祐氏が本年度の中災防・緑十字賞を受賞されました。

杉澤氏には、帝京大学医学部非常勤講師として勤務する傍ら、永年にわたり当連合会の労働衛生関係技能講習の講師を担当いただいているほか、県内企業の産業医や栃木産業保健総合支援センターの医学担当の産業保健相談員としての経験も有するなど、栃木県内の産業医学保健活動の発展に多大な貢献をされたことなどにより、この度、中央労働災害防止協会長から緑十字賞を受賞されたものです。

誠におめでとうございます。

中小企業無災害記録第3種（銅賞）が達成されました！

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細、申請方法は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028-678-2771）にお問い合わせください。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
小山市	株式会社森製作所北関東支社	第三種（銅賞）	平成20年10月29日 ～令和2年7月27日	28名

労働保険料は口座振替が便利です！

令和5年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は
全期・第1期分 令和5年2月27日(月)までに！

第2期分 令和5年8月14日(月)までに！

第3期分 令和5年10月11日(水)までに！

口座振替による納付の主なメリット

- 1 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- 3 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- 4 手数料はかかりません。

【口座振替納付日・各期の申込締切日】

納期	全期・第1期	第2期※	第3期※
法定納期限（口座振替なし）	令和5年7月10日	令和5年10月31日	令和6年1月31日
口座振替納付日	令和5年9月6日	令和5年11月14日	令和6年2月14日
金融機関への申込締切	令和5年2月27日	令和5年8月14日	令和5年10月11日

※：第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

【お問い合わせ先】 栃木労働局労働保険徴収室 ☎ 028-634-9113

栃木県の最低賃金



使用者も、労働者も、必ずチェック！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

とちまるくん © 栃木県

地域別最低賃金

効力発生日：令和4年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) 913	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---

特定最低賃金

効力発生日：令和4年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) による)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	1,023	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	970	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業(建設 用ショベルトラック製造業、 繊維機械製造業(縫製機械製 造業を除く。)を除く。) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具 製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	971	E28 電子部品・デバイス・電子回 路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製 造業、電気計測器製造業、そ の他の電気機械器具製造業 を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」におい ては、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
自動車・同附属品製造業	978	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」におい ては、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
計量器・測定器・分析機 器・試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機 械器具・レンズ製造業、医 療用計測器製造業、時計・ 同部分品製造業	971	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業(理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製 造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製 造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」におい ては、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
各種商品小売業	令和4年の改正はありません。 (注)「各種商品小売業」最低賃金は、令和4年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額913円)が適用されています。		

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に含めない賃金とは？

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

用語の解説

○ 特定最低賃金における「適用除外労働者」で使われている主な用語の意味は以下のとおりです。

- (1) 「**主として従事する者**」とは、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務にも従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいう。
- (2) 「**技能習得中のもの**」とは、次に掲げる要件を満たす技能養成（OJTを含む）の対象となっている者をいう。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれない。
 - ② 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
- (3) 「**雑役**」とは、特に熟練や経験を必要とせず、容易に他の労働者で代替のきくような軽易な業務で、かつ当該事業における本来的業務（例えば製造業における連続した製造工程に組み込まれている業務、卸売・小売業における販売の業務等）でないものをいう。
- (4) 「**小型手持動力機**」とは、1人の人間が容易に持ち運びできうるもので、電力等の種類を問わず動力を用いるものをいう（片手若しくは両手に持ちながら操作する、ドリル、ドライバー、サンダー、グラインダー、トリマー、カッター、丸のこ、かんなど等の機械をいう。小型の動力機械であっても卓上に設置若しくは床に設置して使用する機械はこれに当たらない。）。
- (5) 「**熟練を要しない**」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、知識を要しないことをいう。
- (6) 「**目視による……**」とは、テスター等の機器を全く用いず、外観のみについて行うことをいう。
- (7) 「**流れ作業の中で行う業務**」とは、ベルトコンベア等の上で行う作業のほか、卓上等で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。

* お問い合わせは 栃木労働局 賃金室（電話 028-634-9109）又は各労働基準監督署へ

～業務改善助成金をご活用ください～

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します！

厚生労働省 業務改善助成金 🔍 検索

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 1月16日(月)～17日(火) 第3回職長教育
栃木県護国会館
- ② 1月26日(木) 労務管理講習会
宇都宮市文化会館小ホール
- ③ 2月14日(火) 研削といし取替等特別教育
栃木県護国会館
- ④ 3月7日(火) 職長の能力向上教育
栃木県護国会館
- ⑤ 3月23日(木) 第3回理事会・総務部会
宇都宮市文化会館会議室

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 1月18日(水) 令和4年度労務管理セミナー
小山グランドホテル
- ② 1月20日(金) 動力プレスの金型の調整等特別教育
栃木商工会議所
- ③ 2月2日(水)～3日(木) 職長教育
栃木商工会議所
- ④ 3月1日(水) マスクフィットテスト実施者養成研修(基本教育)
キョクトウとちぎ蔵の街楽習館
- ⑤ 3月予定 栃木署管内労働災害防止団体連絡会議
詳細未定

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 1月20日(金) 労務管理講習会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ② 2月 日() 労務管理部会 未定
- ③ 2月 日() 産業安全部会 未定
- ④ 2月 日() 労働衛生部会 未定
- ⑤ 3月 日() 総務部会 未定
- ⑥ 3月 日() 理事会 未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 1月12日(木)～13日(金)
木材加工機械作業主任者技能講習(林災防協力)
コンセーレ
- ② 1月24日(火) 労務管理部会並びに労務管理講習会
日光市大沢公民館会議室
- ③ 2月9日(木)～10日(金) 職長教育
日光商工会議所日光事務所
- ④ 2月17日(金)
日光地区食料品製造業労働災害防止協議会役員会
日光市民活動支援センター第4・5会議室
- ⑤ 3月8日(水)～10日(金)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 宇都宮市内

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 1月25日(水) 労務管理セミナー
ニューミヤコホテル
- ② 1月25日(水) 新春会員懇親会
ニューミヤコホテル
- ③ 2月4日(土)～5日(日)
動力プレス金型交換等業務特別教育 赤石工業(株)
- ④ 2月24日(金)～25日(土) 職長教育(第2回)
足利市民プラザ
- ⑤ 3月12日(日) クレーン特別教育 オグラ金属(株)
- ⑥ 3月17日(金)～18日(土)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
(主催:(株)人財学園) 県南地場産センター
- ⑦ 3月中旬 足利地区MS研究会職場訪問研修会
まるほ食品(株)
- ⑧ 3月23日(木) 役員会、理事会 足利市民プラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 2月3日(金) 新春労務講演会・新春労務懇談会
ホテルサンルート佐野
- ② 2月16日(木)・17日(金)
有機溶剤作業主任者技能講習 主催:(株)人財学園
佐野市勤労者会館
- ③ 3月1日(水) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ④ 3月10日(金) 正副会長会議 仙水閣(予定)
- ⑤ 3月12日(日) クレーン特別教育(足利協会共催)
オグラ金属(株)
- ⑥ 3月16日(木) 第3回理事会 仙水閣(予定)
- ⑦ 3月17日(金)・18日(土)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
主催:(株)人財学園・共催:足利協会
地場産センター

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 1月11日(水) 北栃木賀詞交換会 勝田屋記念会館
- ② 2月17日(金)
総務部・産業安全部・労働衛生部合同部会
TOKOTOKOおおたわら
- ③ 3月2日(木) 理事会 TOKOTOKOおおたわら

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 1月18日(水)～19日(木)の職長教育は定員に達しました。
- ② 2月17日(金) 労務管理セミナー 真岡市公民館
- ③ 2月22日(水) 粉じん作業特別教育 真岡市公民館
- ④ 3月22日(水) 第3回理事会 真岡市青年女性会館

とちぎ労基連トピックス④

栃木労働局からの要請・周知協力依頼事項一覧 (前回掲載以降)

- ⑳ 令和4年10月17日 栃木労働局長
(趣旨) 長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取り組みに関する要請について
- ㉑ 令和4年10月17日 栃木労働局労働基準部監督課長
(趣旨) 「過重労働解消キャンペーン」に関する周知・広報のお願いについて
- ㉒ 令和4年11月15日 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県特定最低賃金の周知広報について
- ㉓ 令和4年11月22日 栃木労働局長
(趣旨) 令和4年度「年末年始無災害運動」の実施について
- ㉔ 令和4年11月28日 栃木労働局長
(趣旨) 冬季における年次有給休暇の取得促進について
- ㉕ 令和4年12月13日 栃木労働局長
(趣旨) 変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて

2022年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
1	10(火)～11(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	11/9(水)	12/26(月)
	16(月)～17(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	11/16(水)	1/5(木)
	25(水)～26(木)	鉛作業主任者講習	〃	11/25(金)	1/11(水)
	30(月)～31(火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	11/30(水)	1/16(月)
2	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	12/2(金)	1/23(月)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑫	〃	12/14(水)	1/30(月)
	21(火)～22(水)	安全管理者選任時研修③	護国会館	12/21(水)	2/7(火)
	27(月)～28(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	12/26(月)	2/13(月)
3	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	1/6(金)	2/20(月)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑬	〃	1/13(金)	2/27(月)
	22(水)～23(木)	安全衛生推進者講習⑤(一般③)	〃	1/20(金)	3/8(水)
	27(月)～28(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	1/27(金)	3/13(月)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(栃基連HPのQRコード)

とちぎ労基連トピックス⑤

令和4年5月31日付 改正労働安全衛生規則に係る

『化学物質管理者養成講習(取扱い事業場向け)』のお知らせ

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。厚労省では、令和4年5月に、労働安全衛生規則等を改正し、新たな化学物質規制の体系を示しました。この新たな体系では、事業者による化学物質の自律的管理という考えに基づき、「化学物質管理者」によるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づく自主的措置の実施が令和6年4月から求められることとなりました。そして、この「化学物質管理者」となる要件として、リスクアセスメント対象物を製造する事業場では「告示」により、取り扱う事業場では「通達」により、それぞれ所要の科目、時間数による講習の受講が定められました。

当連合会では、上記のうち、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場(取扱い事業場)に向けた化学物質管理者養成講習を次年度から開催する予定で、現在準備を進めています。

詳しくは、2月以降、当連合会HPにてお知らせする予定としておりますのでご留意ください。

事業主殿

栃木労働局長
(一社)栃木県労働基準協会連合会長

職場における化学物質管理の法令改正に関する研修会の開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、職場で使用する化学物質による労働災害は、年間450件前後と高水準で推移し、重篤な職業性疾病を発症する事例も後を絶たない状況となっています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえて検討が行われた「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告」を受けて、SDS交付義務対象の化学物質（以下「SDS対象化学物質」）に係る自律的管理を中心とする法令の改正を行い、この法令改正が令和5年4月1日から本格的に施行されることとなっています。

このため、今般、栃木労働局（以下「局」）と栃木県労働基準協会連合会（以下「連合会」）の共催により、前記検討会の座長を務められた「城内 博」先生を講師にお迎えし、法令の改正についてその背景を含めてわかりやすく御解説いただく研修会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、SDS対象化学物質を取扱う事業場のご担当者様の出席をお願い申し上げますとともに、ご出席される場合には、資料準備の都合がありますので、裏面の参加申込書により令和5年1月26日（木）までに連合会宛てメール（E-mail info@tochikiren.or.jp）にて申込くださるようお願いいたします。なお、申込書につきましては、下記4の局ホームページ又は連合会ホームページからダウンロードしてご使用ください。また、申込の受付につきましては、定員（150名）に達し次第終了させていただくこととしておりますが、城内先生による研修会は全国各地で開催され、いずれも申込者数が定員を超えている状況ですのでお早めの申込をお願いいたします。

記

1. 日時 令和5年2月9日（木）午後2時から
2. 場所 パルティとちぎ男女共同参画センター
(〒320 - 0071 宇都宮市野沢 4 - 1 TEL 028 - 665 - 7700)
3. 講演「化学物質管理の大転換～法令準拠型から自律的管理へ～」
(化学物質の新たな自律的管理と事業者の役割)
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長 城内 博 氏
4. 申込書掲載ホームページ
労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00806.html
連合会HP www.tochikiren.or.jp/kagakubushitsukanri.html
5. 申込先・問合せ先 (一社)栃木県労働基準協会連合会 (担当 堀澤)
電話 028 - 678 - 2771 FAX 028 - 678 - 2775
住所 宇都宮市築瀬町 1958 - 1 栃木県建設産業会館内

